

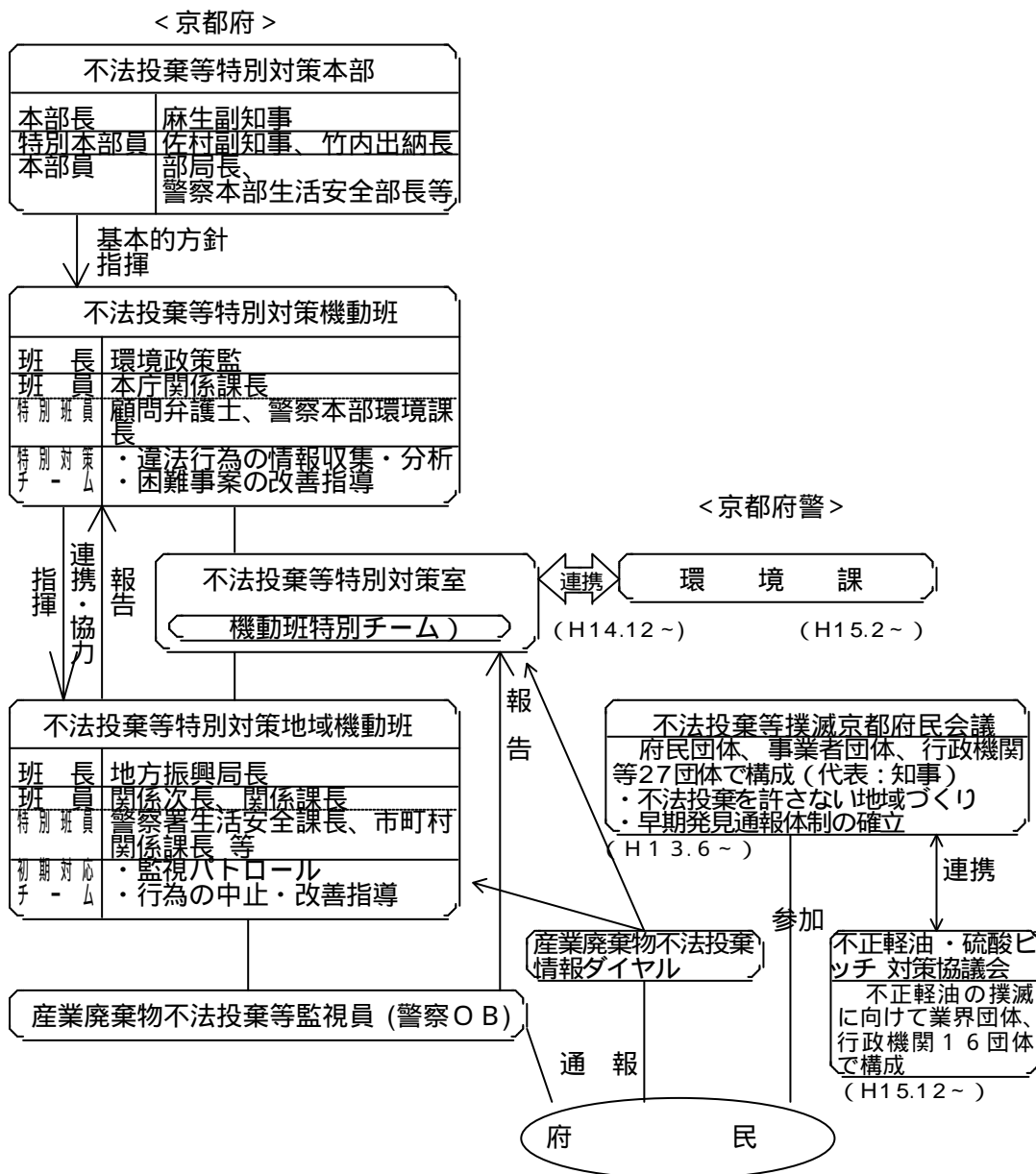
## 第2章 産業廃棄物・不法投棄対策の推進

### 1 不法投棄防止の体制整備

産業廃棄物の不法投棄に対しては、何よりも早期発見、早期対応が重要です。京都府では、徹底した監視を行うことによって新たな不法投棄の未然防止を図るため、監視体制の充実・強化に取り組んでいます。

府では、13年4月、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組むため、副知事を本部長とする「不法投棄等特別対策本部」を設置するとともに、具体的な環境侵害事案に、初期の段階から的確に対応できるよう、本庁に「不法投棄等特別対策機動班」を、各地方振興局に「不法投棄等特別対策地域機動班」を設置し、特に地域機動班においては、地元市町村、地元警察署の参加も得て、連携の強化を図りました。

図1 - 2 不法投棄防止の体制（16年3月現在）



また、警察官OBの産業廃棄物不法投棄等監視員を12名配置して、府内一円において、休日も含めた監視パトロールを強化しているほか、府県を越えて移動する産業廃棄物の実態把握及び適正処理の指導のため、隣接府県との府県境における合同路上検問も実施するとともに、「産業廃棄物不法投棄情報ダイヤル」を開設し、不法投棄の情報の提供を広く府民に呼びかけるなど、府民と一体となった不法投棄等の監視の強化を図っています。更に悪質・巧妙化する事案に集中的に対処する「機動班特別チーム(機動班ST)」を「不法投棄等特別対策室」に配置し、警察本部「環境課」と一体となった指導・取締りを行うなど体制整備を図りました。

不法投棄を撲滅するためには、行政指導や取締りの強化と合わせて、府民一人ひとりの「不法投棄をしない、させない、許さない」という気運を盛り上げることが重要です。このため、13年6月、府内の府民団体、事業者団体、行政機関等27団体で構成する「不法投棄等撲滅京都府民会議」を結成し、地域住民と協働した府民運動の展開や未然防止対策の推進を提唱しました。この提唱を受け、地域版府民会議が府内各地で設置され、不法投棄を許さない地域づくりが展開されているところです。

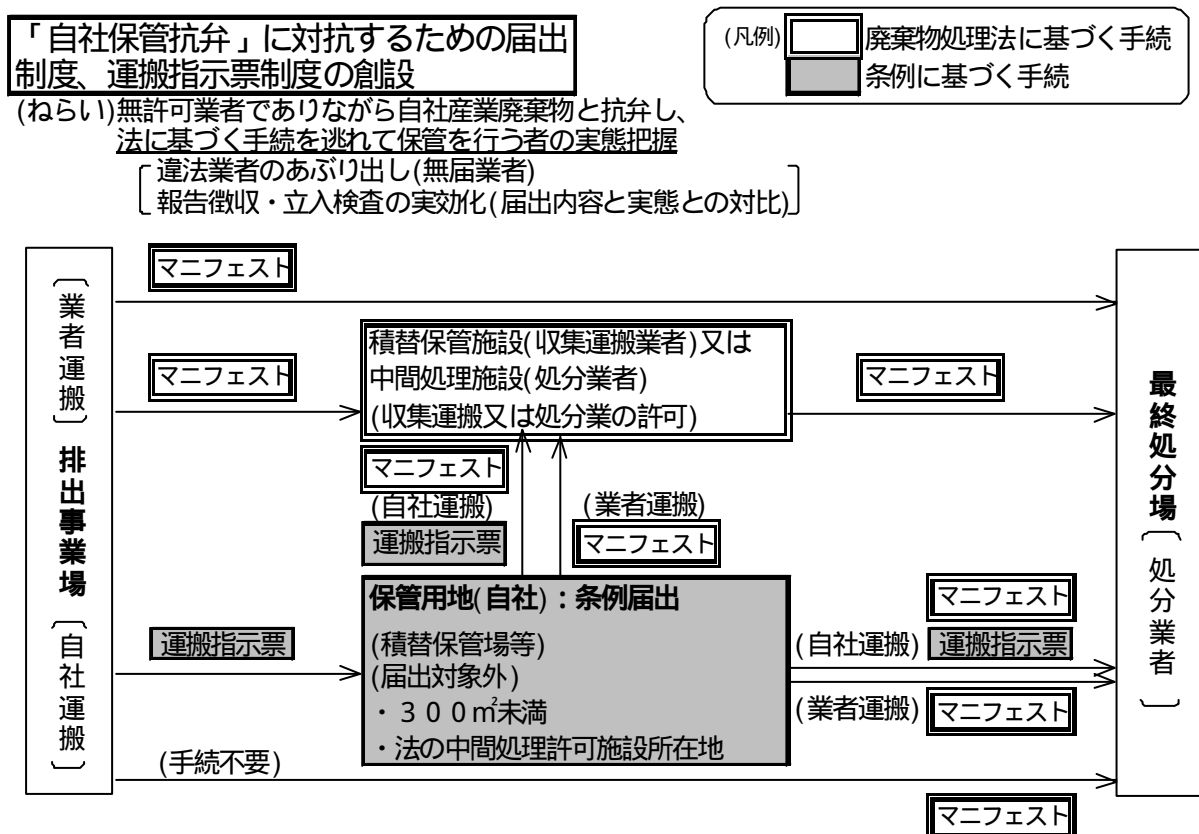
## 2 府条例による独自の取組

### 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例

不法投棄等不適正な処理を行う者の手口が年々悪質・巧妙化し、廃棄物処理法では機動的に対処できない事案も見受けられるようになりました。

そこで府では、不適正な処理の行為者の言い逃れを許さず、不適正な処理を早い段階で防止するため、14年12月に「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定し、15年4月1日から施行しました。

図1 - 3 産業廃棄物の運搬に係る手続(概略図)

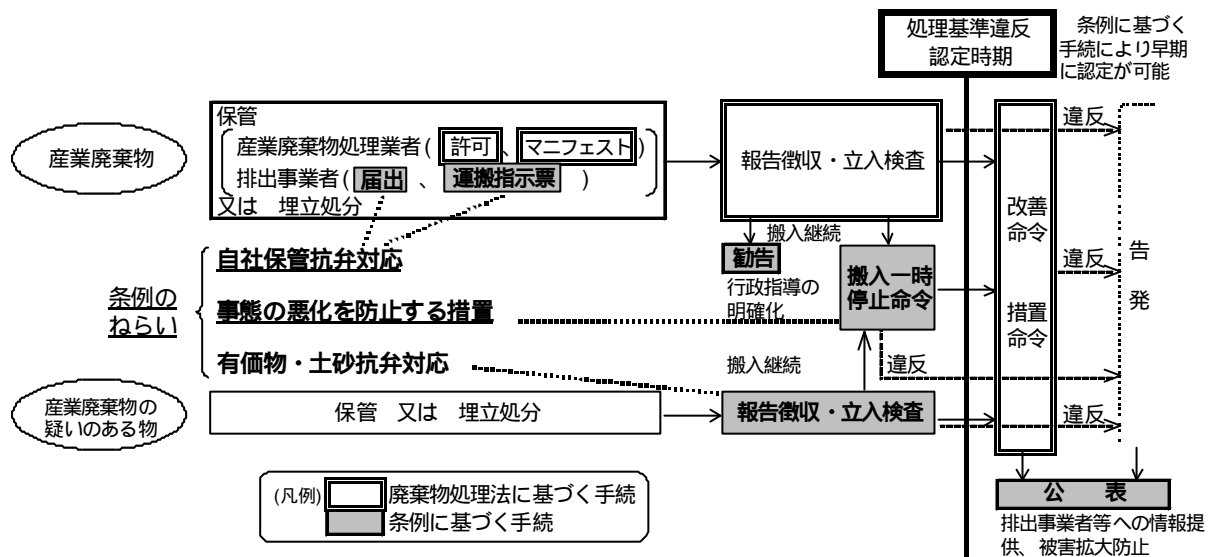


この条例の具体的な規制措置として、次のような規定を盛り込んでいます。

- ・ 自社の産業廃棄物の保管用地の届出制度
- ・ 自社の産業廃棄物の運搬状況を明らかにするための運搬指示票制度
- ・ 産業廃棄物の疑いのある物の報告徴収や立入検査
- ・ 産業廃棄物等の搬入が継続し環境を損なうおそれがある場合の搬入一時停止命令
- ・ 命令違反等に対する罰則

これらの規定の中で、特に、疑いのある物の報告徴収や搬入一時停止命令の措置は全国で初めての制度であり、この条例により、不法投棄等の実態を早い段階で的確に把握し、当該行為を止めさせるとともに、廃棄物処理法に基づく改善命令（基準違反の改善を命じる）や措置命令（撤去等を命じる）とも連動させ、効果的な運用を図っていきます。

図 1 - 4 廃棄物処理法と条例の手续関係



### 硫酸ピッチ規制条例

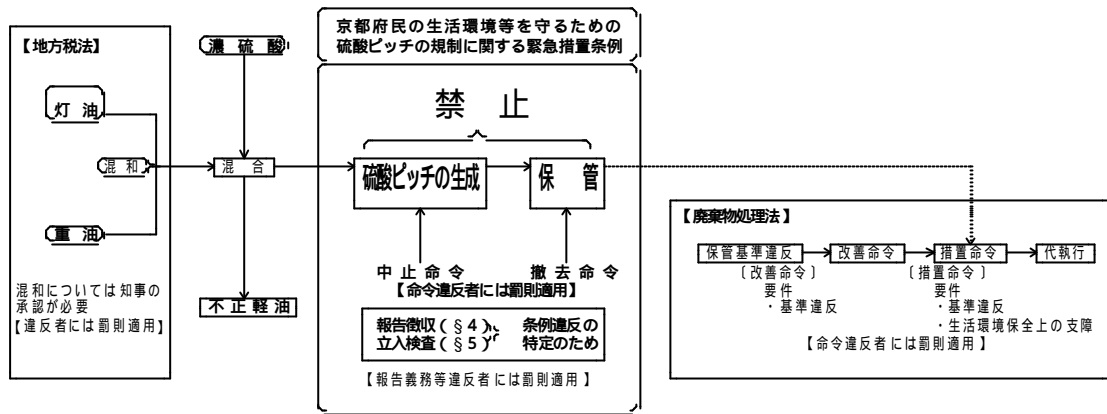
府内において、不正軽油の製造に伴う**硫酸ピッチ\***の生成やドラム缶での保管が行われ、屋外放置されたドラム缶が破損や腐食することによって、硫酸ピッチが周辺に流出するおそれがあるなど、府民生活に多大な影響を及ぼしています。

硫酸ピッチは一旦生成されてしまうと、適正処理が行われず、放置されるケースがほとんどであり、これらの事案に対しては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準違反の観点から、同法に基づく措置命令を行為者に対して発することなどにより、撤去及び適正処分を行わせているところですが、行為者に資力がないなどにより、行政代執行を余儀なくさせられる事案も生じています。

硫酸ピッチについては、まず、その生成自体を止めること、更にそれらの保管についても多量になる前に適正処分させることが必要です。このため、府では、緊急的な措置として、「京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例」を制定しました（15年12月19日公布、16年1月18日施行）。

この条例は、これまで法律で規制の対象となっていなかった硫酸ピッチを生成させること、生成した硫酸ピッチを保管することを禁止するもので、違反者に対しては、知事が硫酸ピッチの生成の中止、撤去及び適正処分を命令し、これに従わない者には罰則（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）を適用するものです。

図 1 - 5 硫酸ピッチ規制条例の適用関係



3 産業廃棄物削減に向けての新たな仕組み - 産業廃棄物税 -

循環型社会の形成のためには、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の生活様式や事業活動のあり方を見直し、自然界の物質循環を損なわないような社会経済システムに転換し、持続的に経済活動や市民活動を行うことができる社会にしていく必要があります。

産業廃棄物税は、従来の法律や条例による規制的手法や、行政指導に加えて、税という経済的手法により市場メカニズムを通じて廃棄物の削減に向けた行動を誘導することを目的とするものです。最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税することにより、排出事業者や処理業者が排出抑制、再使用、再生利用など、「望ましい形の税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源として産業廃棄物に係る施策を実施することにより、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進する仕組みです。

府としては、税を導入する前にまず、不法投棄防止について徹底した対策を講ずる必要があると考え、前述のとおり、機動班特別チームや不法投棄等監視員等の体制を充実させ、監視や指導の徹底を図るとともに、府独自の制度として15年4月に「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を施行し、不法投棄防止対策を実施してきたところです。

これを受けて、学識経験者も含めた「環境と産業活動に関する研究会」を15年7月に設置し、産業廃棄物税の検討を重ね、同年12月に「京都府における産業廃棄物税の在り方」として検討結果をとりまとめ、パブリックコメントにより府民の皆様から意見をいただいた上、16年2月府議会に「京都府産業廃棄物税条例」を提案しました。

この条例が可決成立しますと、その後、総務大臣の同意を得る手続を経て、同意後1年以内に施行することとしています。

表 1 - 4 京都府産業廃棄物税条例の概要

目的	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進
納税義務者	府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	府内の産業廃棄物最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	府内の産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円
徴収方法	府内最終処分業者による特別徴収方式
税収の使途	産業廃棄物の減量化の推進（環境の世紀にふさわしい技術やシステムの開発促進と産業活動への支援） 適正処理施設の整備推進（リサイクル施設、最終処分場等の整備支援） 産業廃棄物処理情報の共有化等推進

図 1 - 6 産業廃棄物税の仕組み

